

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

1 法人名称	学校法人藤田学院
②設置大学名称	鳥取看護大学
3 担当部署	監事全員
④問合せ先	0858-26-1811
⑤点検結果の確定日	2025 年 9 月 19 日
⑥点検結果の公表日	2025 年 9 月 25 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.cygnus.ac.jp/fujita/index.php?view=6128
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

学校法人藤田学院は、鳥取看護大学の他に鳥取短期大学を設置しています。その鳥取短期大学は、学校法人藤田学院のガバナンス体制のもとで、鳥取看護大学と一体的に運営されています。財務、人事、内部統制等は、学校法人藤田学院によって統括管理されており、本点検表は、鳥取短期大学を含めた法人全体の状況を対象としています。

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
該当なし	

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
該当なし	

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	・ 建学の精神、基本理念、教育方針、教育目的等は、大学ホームページで、広く社会に示しています。 ・ また、カレッジガイド、法人ガイドブック、学生便覧等の紙媒体でも学生や関係者に明示しています。 ・ 学生には、入学式、年２回のオリエンテーション、その他機会あるたびに伝えています。
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	・ 三つの方針は、大学ホームページに加え学生便覧等にも掲載して周知を図っています。 ・ さらに、アセスメントポリシー（機関レベル・教育課程レベル・科目レベルの三段階チェック）を加え、四つの方針として、学生の学修成果を測定・評価しています。 ・ 学修成果を重視し、可視化された学修成果を教育の質向上に活用しています。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	・ 教学組織としては、教授会の他に、各種委員会を設置し、それぞれが機能しています。 ・ 教授会は、原則月１回開催し、学生の入学、卒業に関する事項、課程の修了及び学位の授与に関する事項、教育課程に関する事項等について協議を行っています。これらの事項を決定するにあたり、学長は、教授会の意見を十分に聞き、判断しています。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	・ 大学協議会、経営戦略検討委員会、外部資金獲得委員会などは、教職協働の最たるものですが、この他各種委員会にも事務職員が単に事務局としてだけでなく、委員として参加し、専門的な見地からの意見を述べることで、教職協働を推進しています。 ・ また、教授会には、事務系の幹部職員もオブザーバーとして参加しており、必要に応じて説明や情報提供を行っています。 ・ 事務組織の主要部門である教務部、入試広報部、キャリア支援部、附属図書館、ヘルスサポートセンター、グローバルセンターにおいては、教員が部門長となり、事務職員と一体となって組織を運営しています。 ・ 授業公開においては、教員だけでなく、事務職員も

	参加（見学）して、感想・意見を述べる体制が出来ています。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	・FD委員会、SD委員会が年次計画を立て、各活動を牽引しています。主なものは、授業公開・見学、研修会開催、学生参加型FDなどです。 ・事務職員の資質・能力向上を図るため、学外研修や通信教育への参加、業務改善提案を奨励する制度を設けています。この制度は、昇任制度と連動させることで継続的な能力開発を推進しています。 ・その他、教職員の学術的知見を高めるため、「学術談話会」（年4回）を開催しています。 ・また、教学監査の一環として、監事による授業見学を年20コマ程度実施しています。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	・中期計画は、法人全体の計画である「法人マスタープラン（2025～2029年）」を策定したうえで、このマスタープランに基づき、連動させる形で、各部門・部署が具体的な中期計画を策定・実行しています。 ・中期計画策定にあたっては、各部門の担当者に対して記載例を示した上で、特に「PDCAサイクル」を意識した具体的な計画策定を指導しています。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	・中期計画等の進捗状況は、理事会、評議員会において、定期的に審議され、意見交換が行われています。 ・理事長、学長、事務局長は、前期及び後期に開催される「教職員全体会」において、中期計画の進捗状況について報告するとともに、次年度に向けての具体的な行動指針を周知しています。 ・監事監査においても、各部門の中期計画の内容を精査し、進捗状況や今後の課題についてのヒアリングを行っています。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	・ 建学の精神は、「地域に貢献する人材の育成」です。鳥取看護大学の卒業生の約 80 % が県内に就職しており、地域で活躍しています。 ・ 鳥取短期大学においても、全体の 80 % 超が県内に就職し、保育分野では、90 % 以上が資格を活かして、就職しており、地域で活躍しています。
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	・ 社会貢献・地域連携には力を入れており、令和 6 年度の補助事業として、鳥取看護大学は、「地域における遠隔看護システムの確立に寄与する人材の育成」、鳥取短期大学は、「地域貢献マイスターの育成」が採択され活動しています。 ・ 学生は、「鳥取看護大学まちの保健室」で、地域に出掛けて、地域の方との交流を図っています。 ・ また、鳥取短期大学の学生は、授業の中で倉吉市をはじめ近隣の町に出掛けて、地域の課題解決に提言を行い、授業外では、ボランティア活動を積極的に行っています。 ・ 倉吉市、湯梨浜町では、「ふるさと納税」で、連携しており、学生支援の面で、成果があがっています。 ・ 学内に、社会貢献・地域連携の組織として、「グローバルセンター」を設置しています。 ・ 「グローバルセンター」は、「鳥取看護大学まちの保健室」、「公開講座」、「ボランティア」、文科省改革総合支援事業である「とっとりプラットホーム 5 + α」事業、「絣（かすり）研究室・美術館」などを運営しています。 ・ 「絣研究室・美術館」は、地域貢献の象徴的なものであり、地元の伝統工芸を、毎年 10 数名の研究生が学び、美術館も全国から見学者があります。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	・ 本学の学生が、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重して学ぶキャンパスづくりを目指しています。 ・ 学内に「ヘルスサポートセンター」（保健室、相談室ここはな、学びスペースひだまり）を設置し、学生の支援を行っています。
実施項目 2－2 ②	説明

役員等への女性登用の配慮	・理事7名～8名の内、鳥取短期大学学長1名を含む2名が女性です。また、監事3名の内、1名が女性です。 ・なお、評議員11名の内、4名が女性であり、積極的に女性を登用しています。
--------------	---

原則3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	・「寄附行為」では、理事の選任機関は、評議員会としています。 ・理事総数は、7名～8名であり、内、2名は学長、法人職員は1名、学識経験者及び法人功労者は4名～5名で、いずれも評議員会で選任することになっています。 ・評議員会で理事の選任を審議することで、理事会からの中立性、選任過程での透明性を確保する仕組みとしています。
実施項目3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	・理事会の開催日時・議案等は、年間を通して定めており、議案・報告事項等も事前に目が通せるように送付しています。 ・「寄附行為」、「寄附行為施行細則」等に理事会の役割及び理事の責務を定めています。 ・理事会での議決状況や理事長及び業務執行理事の業務執行状況については、評議員会でも共有し、協働体制の確立を図っています。
実施項目3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	・理事会等において、大学に関わる様々な情報を提供し合い、情報共有を図っています。 ・また、3か月に一度は理事長及び業務執行理事の職務執行状況について、説明が行われています。 ・監事からも、毎月、2名の外部理事に対して「監事監査報告書」を配付し、監査の状況を報告しています。

原則3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	・「寄附行為」で、監事の資質及び選任方法を明記し、理事会で選出した候補者の中から評議員会の決議で選任しています。 ・会計監査人の選任についても同様に、理事会で選出した候補者の中から評議員会の決議で選任し、共

	に、選任過程の高い透明性を確保しています。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	・会計監査人とは、会計監査時に、法人と監事と会計監査法人による「三様監査」を実施しています。(年3回) ・「三様監査」時には、監事3人による「監事会」を開催し、情報交換を行っています。 ・内部監査室などの部門は置いていませんが、総務部が中心となって行う「内部監査」については、「内部監査報告書」を受領しています。 ・「内部監査報告書」は、監事監査の際に、参考にしています。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	・常勤監事に対しては、法人側からサイボウズ・Xポイント等のシステムでの情報提供が来ています。また、試算表、教授会の議事録の回覧を行っています。 ・常勤監事は、非常勤監事に対してそれらの情報を迅速に提供しています。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	・「寄附行為」に評議員の選任方法や属性・構成割合を明確に定めています。また、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮しています。 ・特に「学識経験者」については、多くの候補者の中から、適切に選任されています。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	・評議員会の開催日時・議案等は、年間を通して定めており、案内も事前に目が通せるように送付しています。 ・「寄附行為」、「寄附行為施行細則」等に評議員会の役割及び評議員の責務を定めています。 ・評議員会での議決状況については、理事会でも共有し、協働体制の確立を図っています。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	・学外の評議員に対しては、毎年、年1回発行している「法人ガイドブック」や年4回の「学院報」、その他、刊行物を、送付しています。 ・学外の評議員に対する研修機会の提供は、検討中です。 ・理事会での議決状況や理事長及び業務執行理事の業務執行状況について、評議員会でも共有し、協働体制

	の確立を図っています。 ・ 学校法人運営に必要な識見を習得出来るよう、情報提供や研修機会の確保に努めています。
--	--

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	・ 「危機管理規程」、「危機管理マニュアル」は、作成されています。 ・ 地震などの緊急事態に備えて、連絡体制も毎年更新されています。(2016 年 10 月に震度 6 弱を経験) ・ 危機管理委員会は、コロナの流行時には、毎日のように開催され、対応にあたりました。 ・ 大学の避難訓練、学生寮の避難訓練は、年に 1 回実施されています。 ・ 事業継続計画の策定は、現在、骨太の方針を作成すべく情報収集のところです。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	・ 「内部統制システム整備の基本方針」に基づき、コンプライアンスに関する管理体制を整備しています。 ・ 具体的には、「コンプライアンス推進規程」を策定し、これに基づいて「コンプライアンス推進委員会」を随時開催しています。 ・ コンプライアンス遵守に関する内部監査の実施方法等について協議している段階です。 ・ コンプライアンス遵守を目的とした内部監査の実施に向けて、監査担当者、被監査部署、チェックシート、監査フォローアップ等、具体的な方法を整備している段階です。 ・ 監事監査においても、各部署の監査時にコンプライアンス遵守状況について確認し、必要な助言を行っています。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	・ 法人の運営及び教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たすため、「情報公開規程」を策定しています。この規程に基づき、インターネットや広報誌等の定期刊行物「法人ガイドブック」「グローバルセンターだより」など多様な媒体を通じて、情報を広

	く社会に公開しています。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	・現在の情報公開は、学生募集に重点を置いた大学ホームページを中心としています。 ・今後は、大学の教育内容に関する情報公開を強化し、ステークホルダーに向けた包括的な大学広報としての役割を持たせるように工夫するとのことです。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
該当なし	